

# 老人医療 NEWS



## 日本は文明国か？

湘南長寿園病院院長

松川フレディ

発行日 平成17年7月31日  
発行所 老人の専門医療を  
考える会  
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-1-7  
コスモ新宿御苑ビル 9F  
TEL.03(3355)3020  
FAX.03(3355)3633  
発行者 平井基陽  
<http://www6.ocn.ne.jp/~rosen/>

に聞こえる風潮は  
珍しくない。

こんな国になる  
政治家を選んだの  
だから国民がその  
程度の人間と言っ  
てしまえば、それ  
までだが、文化と  
か習性というものは、そう簡単には  
変えられないものである。

日本人は保守的なのか寛大なのか、  
はたまた忘れやすいのか、同じよう  
な政治家を選んでしまうのである。  
二大政党などと言われているが、世  
論調査によれば、どっちもどっちだ  
と大半が支持政党なしである。選  
びたい政党がない国民にとって解決策  
のひとつは、大事な問題、例えば郵  
政民営化、医療、介護保険問題、年  
金問題等々、多々あるが、個別に国  
民投票して決めたらいいのではない  
か。老人医療に携わってきて思う事  
のひとつに、高福祉を望んでいる人  
は多いが、だからといって高負担は  
イヤだという矛盾が存在することで  
ある。北欧の高福祉国の税負担は七  
五%前後にもなっているが、日本は

四〇%位である。

医療問題を語る時、いつも医療の  
公平性とか平等を言う人がいるが、  
人間生まれてから死ぬまで公平な方  
がずっと少ない。だから競争という  
原理も働かし、切磋琢磨が必要とい  
言える。老人医療や少子化対策とい  
った文明国の最低レベルの問題を解  
決する施策を政府には示してもらい  
たい。いろんな人間がいるが、社会  
でみんなが満足する政策などありは  
しなくても、国民投票で大事な関  
心事は国民自らが決められるという事  
にすれば、かなり不満感は減ると思  
う。

世論調査によると日本は悪い方へ  
向かっていると感じている人の割合  
が高いという。私もこの国はどこへ  
行こうとしているか不安だらけであ  
る。この国を変えたくても、信頼出  
来る政党が持てない。国民投票の仕  
組みさえない。そして何より子供達  
が日本の将来に希望や夢を抱きにく  
くなって来ている。さらに年寄りが  
長生きしにくくなって来ている。

これが戦後六〇年かけて先人がつ  
くりあげた文明国の姿だったのか。

先の大戦が終わり今年が六〇年の  
節目の年である。敗戦国が経済大国  
に変貌し、一流国？の仲間入りして

金主義が横行する社会になっている  
ように思う。

から久しいが、最近昔の復興期の日  
本を懐かしむ人が多いような気がす  
る。戦後生まれの小生はもちろん戦  
前、戦中のことは知らないが、小学  
時期の記憶は鮮明に残っている。今  
の子供と昔の子供は、どちらが幸せ  
かをよく考える時がある。物がなか  
った時代は飴一個がありがたかった。  
オモチャひとつを何年も使っていた  
思い出がある。今は物が氾濫し、拝

文明国または一流国といわれるに  
は沢山の要素があると思うが、最低  
でも「子供が安心して育てられる」  
「歳をとっても安心して生きられ  
る」の二つがなければ文明国とは言  
えないと思う。現代の日本はどうだ  
ろうか。少子高齢の典型の国になっ  
てしまったが、この国で安心して子  
供を生み育てられるだろうか。  
我々が毎日実践している老人医療  
の現場では「長生きは罪悪」のよう

主張 その39

## 適切な老人医療とは

わかくさ竜間リハビリテーション病院理事 三田道雄

今年三月三十一日付で院長を退任し、自分自身を振り返る昨今となる。現役外科医時代は、腹部外科を主体としながらも、乳腺、甲状腺、卵巣等の腫瘍外科や整形、形成外科分野、唾石、ガマ腫摘出といった口腔外科領域にも手を伸ばしていた。当然、患者さんには高齢者が多数居られた。現在深刻な問題として議論されている老人医療費の膨大化は、昭和四十年代に始まっていた。都知事が行った老人医療費無料化に端を発していると考えられる。私はその当時、

公立病院勤務であったため、経営と無関係に働けたのは幸いであった。当時、ゾロ薬品を使用する病院は良質な医療提供をしていないと評価さ

れていたが、お金は世の中を変えるもので、今はジェネリックとして推奨されている。さて、厚労省は、高齢者の心身の特性を踏まえた適切な医療の提供等をすすめているが、その具体的提言はない。当会が医学的見地からだけでなく、心理、宗教、民族性等を加味して検討すべきである。また、患者本人の選択権も主張されているが、色々な情報が提供されるだけで、本人が納得できる選択権の行使可能な環境整備が整っているだろうか。所詮、医者のお勧め商品を買う事となる。医者はいかに多くの商品を持つかであり、セカンドオピニオンの提供に積極的になる必要がある。

最新、最先端の医療機器が開発され色々な疾病病態の情報が得られるようになったが、医療成果にどれだけ繋がっているだろうか。高齢者の手術依頼を出しても、手術はできないと戻ってくる。理由は高齢者だからである。

行う事が最善の医療か、医学的見地のみ優先させる事が最善なのか。高齢者医療においては教科書的単純な考え方は不適切と考えている。竹中郁夫氏の連載記事に興味あるものがあつた。それは、医療技術が進歩すれば成功した場合の果実は豊だが暗転すればダメージも大きい、医原性事故死の患者数は日本で年間二万から五万人いると推測されるとある。年間の死亡者の内、かなりの割合が医療を受けなかった方が長生きできたと思像できる。また、医者のストライキ中に死亡率が低下した例も述べている。コロンビアで三

私の母が胃癌で逝った時、胸部レントゲンで肺転移のある事は認められていたが、気管支鏡、CT、MRI等の検査が行われた。私は医者であることを告げていなかったのだからと説明頂いたが、結局手術はできなかつた。患者にとって、それまでの検査は何の役に立ったのか。気管支鏡は辛い検査であつただろうと後悔している。内科医ならば十分に役立つ情報かもしれないが、古典的外科医の私にとっては今のような検査機器のない時代にいろいろな手術を無事できた事は空恐ろしい気もする。共に、検査検査の現在に違和感がある。できる検査、治療をすべて

五%、米国で一八%、イスラエルで半減との事である。つまり国や地域を問わず同様の現象がみられる。これらの事からも医者が過剰もしくは不適切な治療を行っているのではないかと想像される。当会でも高齢者の適切な医療についてもっと議論を進めたい。

### A D R

福山記念病院理事長

藤井 功

ADRと言う聞きなれない言葉があることを知ったのは、福山地区病  
院会の平成十七年六月の例会であっ  
た。このADRにたどり着くまでの  
経過を述べる。

今年の三月、福山市内の民間病院  
で、院長が意識のない七〇代女性患  
者を治療中、その家族全員の強い要  
望により装着している人工呼吸器を  
外し死亡させた。市医師会は、日本  
医師会が作った医師の職業倫理指針  
に照らして院長の行為は「院長一人  
で判断したことが問題」との見解を  
示した。すなわち倫理委員会を設置  
し、そこで検討し判断すべきであつ  
たとの結論である。しかし、この患  
者さんは、肺炎で入院され喀痰が多  
く気道確保の為に二日前に気管内挿  
管を行ったが、全身状態は極めて悪  
く人工呼吸を続けてもあと一〜二日

の命であったそう。私はこの件に  
関しては倫理委員会で検討するなど  
の問題ではなく、インフォームドコ  
ンセントが不十分であったがために  
マスクミの知ることとなった事件で  
あったと考える。このような不自然  
で中途半端な治療は行うべきでなか  
ったと考えている。

しかし倫理委員会の設置も検討に  
値するものであり、四月例会で議題  
が上がった。中小病院が個別に倫理  
委員会を設置することは難しいので、  
病院会として会員が自由に利用でき  
る倫理委員会の設置を検討すること  
となった。その過程で多くの会員が  
現在必要としているのは倫理委員会  
だけではなく、医事紛争を早期に簡  
便に解決できる組織、手段であるこ  
とが分かった。病院にとって医事紛  
争あるいはその一歩手前の事態は、

いかに良い医療、介護を行って  
も常に起こりうる可能性があり、そ  
れが悩みの種でもある。

福山市は広島県の東端に位置する  
ため、ひとたび問題が生じたらその  
対策に1時間以上かけて西端の広島  
市にある県医師会まで、それも夜七  
時過ぎに出かけなければならず、そ  
の労力たるや並大抵なものではない。  
身近に相談できる手段があれば会員  
は大助かりである。そこで紹介され  
たのがADRであった。このADR  
とはいかなるものなのか。法務省司  
法法制部や社団法人日本商事仲裁協  
会のホームページなどで学んだ。

医事紛争にかかわらず紛争の最終  
的な解決は裁判におうところである  
が、近年「裁判外紛争解決手続」と  
呼ばれる手法が注目されている。こ  
れが一般にADR (Alternative  
Dispute Resolution) と呼ばれてい  
る。ADRは「訴訟手続によらず民  
事上の紛争を解決しようとする紛争  
の当事者のため、公正な第三者が関  
与して、その解決を図る手続」と定  
義されている。

ADRには、裁判所が行う民事調

停や、社団法人その他の民間団体が  
行う仲裁、調停なども全て含まれる。  
厳格な手続にのっとり行われる裁

判に比べて、紛争分野に関する第三  
者の専門的な知見を反映して紛争の  
実情に即した迅速な解決を図るなど、  
柔軟な対応が可能であるという特徴  
がある。すなわち1. 非公開性 2.  
柔軟性 3. 専門性 4. 迅速性・  
低廉性 5. 国際性 などの特徴が  
あげられる。第一六一回国会におい  
て「裁判外紛争解決手続の利用の促  
進に関する法律」(いわゆるADR  
法) が可決され平成十六年十二月一  
日に公布された。厚生労働省にも医  
療ADRに関する委員会が設置され  
ているとのことである。

我々は説明・理解・納得を基本に  
患者様の為の医療介護に努力してい  
るが、何事にも不可抗力・不運・誤  
解は避けられない。このADRは  
我々医療提供側にとっても患者様  
にとっても有益な内容であると考えら  
れる。今後、医療ADRについて専  
門家による講演を依頼するなど知識  
を蓄え、ADRを有効な手段として  
活用したい。

### A D R

福山記念病院理事長

藤井 功

A D Rと言う聞きなれない言葉があることを知ったのは、福山地区病  
院会の平成十七年六月の例会であつ  
た。このA D Rにたどり着くまでの  
経過を述べる。

今年の三月、福山市内の民間病院  
で、院長が意識のない七〇代女性患  
者を治療中、その家族全員の強い要  
望により装着している人工呼吸器を  
外し死亡させた。市医師会は、日本  
医師会が作った医師の職業倫理指針  
に照らして院長の行為は「院長一人  
で判断したことが問題」との見解を  
示した。すなわち倫理委員会を設置  
し、そこで検討し判断すべきであつ  
たとの結論である。しかし、この患  
者さんは、肺炎で入院され喀痰が多  
く気道確保の為に二日前に気管内挿  
管を行ったが、全身状態は極めて悪  
く人工呼吸を続けてもあと一〜二日

の命であつたそう。私はこの件に  
関しては倫理委員会で検討するなど  
の問題ではなく、インフォームドコ  
ンセントが不十分であつたがために  
マスクミの知ることとなつた事件で  
あつたと考える。このような不自然  
で中途半端な治療は行うべきでな  
かつたと考えている。

しかし倫理委員会の設置も検討に  
値するものであり、四月例会で議題  
が上がつた。中小病院が個別に倫理  
委員会を設置することは難しいので、  
病院会として会員が自由に利用でき  
る倫理委員会の設置を検討すること  
となつた。その過程で多くの会員が  
現在必要としているのは倫理委員会  
だけではなく、医事紛争を早期に簡  
便に解決できる組織、手段であるこ  
とが分かつた。病院にとって医事紛  
争あるいはその一歩手前の事態は、

いかに良い医療、介護を行つてい  
ても常に起こりうる可能性があり、そ  
れが悩みの種でもある。

福山市は広島県の東端に位置する  
ため、ひとたび問題が生じたらその  
対策に1時間以上かけて西端の広島  
市にある県医師会まで、それも夜七  
時過ぎに出かけなければならず、そ  
の労力たるや並大抵なものではない。  
身近に相談できる手段があれば会員  
は大助かりである。そこで紹介され  
たのがA D Rであつた。このA D R  
とはいかなるものなのか。法務省司  
法法制部や社団法人日本商事仲裁協  
会のホームページなどで学んだ。

医事紛争にかかわらず紛争の最終  
的な解決は裁判におうところである  
が、近年「裁判外紛争解決手続」と  
呼ばれる手法が注目されている。こ  
れが一般にA D R (Alternative  
Dispute Resolution) と呼ばれてい  
る。A D Rは「訴訟手続によらず民  
事上の紛争を解決しようとする紛争  
の当事者のため、公正な第三者が関  
与して、その解決を図る手続」と定  
義されている。

A D Rには、裁判所が行う民事調

停や、社団法人その他の民間団体が  
行う仲裁、調停なども全て含まれる。

厳格な手続にのっとり行われる裁  
判に比べて、紛争分野に関する第三  
者の専門的な知見を反映して紛争の  
実情に即した迅速な解決を図るなど、  
柔軟な対応が可能であるという特徴  
がある。すなわち1. 非公開性 2.  
柔軟性 3. 専門性 4. 迅速性・  
低廉性 5. 国際性 などの特徴が  
あげられる。第一六一回国会におい  
て「裁判外紛争解決手続の利用の促  
進に関する法律」(いわゆるA D R  
法) が可決され平成十六年十二月一  
日に公布された。厚生労働省にも医  
療A D Rに関する委員会が設置され  
ているとのことである。

我々は説明・理解・納得を基本に  
患者様の為の医療介護に努力してい  
るが、何事にも不可抗力・不運・誤  
解は避けられない。このA D Rは  
我々医療提供側にとつても患者様  
にとつても有益な内容であると考えら  
れる。今後、医療A D Rについて専  
門家による講演を依頼するなど知識  
を蓄え、A D Rを有効な手段として  
活用したい。